（認証の基準）

第六十一条　旅行業協会は、認証の申出があつたときは、当該申出に理由がないと認める場合、認証の申出に係る債権について認証対象保証社員から弁済を受けることができないことについて申出人に故意又は重大な過失があると認める場合及び法第四十八条第一項の権利を有することの立証が不十分であると認める場合を除き、当該申出に係る債権について認証をしなければならない。

（認証事務の処理）

第六十二条　（略）

（弁済業務保証金準備金の取り崩し）

第六十三条　法第五十二条第七項の国土交通省令で定める額は、旅行業協会ごとに、当該旅行業協会に係る弁済業務保証金の還付に関する状況及び旅行業務に関し取引をした旅行者の保護を考慮して、観光庁長官が告示で定める額とする。

第四章　雑則

（意見の聴取の手続）

第六十四条　（略）

（法第六十八条の団体）

第六十五条　法第六十八条の規定により旅行業者等又は旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者（以下この条において「旅行関連業務従事者」という。）が組織する団体の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、旅行業者等が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、それ以外の団体にあつては、観光庁長官に提出しなければならない。

一～五　（略）

六　団体を組織する旅行業者等又は旅行関連業務従事者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる営業所の所在地

（解散等の届出）

第六十六条　法第六十八条の団体は、解散し、又は前条第一号から第四号までに掲げる事項に変更があつた場合は、三十日以内に、その旨を観光庁長官（旅行業者等が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に届け出なければならない。

（試験事務の代行）

第六十七条　旅行業協会は、法第六十九条第一項の規定により試験事務を行なおうとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

一～四　（略）

2　法第六十九条第一項の規定により試験事務を実施する旅行業協会の名称及び主たる事務所の所在地並びに試験事務を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。

（認証の基準）

第四十六条　旅行業協会は、認証の申出があつたときは、当該申出に理由がないと認める場合、認証の申出に係る債権について認証対象保証社員から弁済を受けることができないことについて申出人に故意又は重大な過失があると認める場合及び法第二十二条の九第一項の権利を有することの立証が不十分であると認める場合を除き、当該申出に係る債権について認証をしなければならない。

（認証事務の処理）

第四十七条　（略）

（弁済業務保証金準備金の取り崩し）

第四十八条　法第二十二条の十三第七項の国土交通省令で定める額は、旅行業協会ごとに、当該旅行業協会に係る弁済業務保証金の還付に関する状況及び旅行業務に関し取引をした旅行者の保護を考慮して、観光庁長官が告示で定める額とする。

（新設）

（意見の聴取の手続）

第四十九条　（略）

（法第二十五条の団体）

第五十条　法第二十五条の規定により旅行業者等又は旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者（以下この条において「旅行関連業務従事者」という。）が組織する団体の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、旅行業者等が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、それ以外の団体にあつては、観光庁長官に提出しなければならない。

一～五　（略）

六　団体を組織する旅行業者等又は旅行関連業務従事者の氏名又は名称及び主たる営業所の所在地

（解散等の届出）

第五十条の二　法第二十五条の団体は、解散し、又は前条第一号から第四号までに掲げる事項に変更があつた場合は、三十日以内に、その旨を観光庁長官（旅行業者等が組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に届け出なければならない。

（試験事務の代行）

第五十一条　旅行業協会は、法第二十五条の二第一項の規定により試験事務を行なおうとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

一～四　（略）

2　法第二十五条の二第一項の規定により試験事務を実施する旅行業協会の名称及び主たる事務所の所在地並びに試験事務を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。